

## 米原市制限付一般競争入札試行実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、米原市契約規則（平成17年米原市規則第43号。以下「契約規則」という。）および米原市建設工事等入札執行要領（平成17年2月14日施行）に定めるもののほか、本市が発注する建設工事および調査、測量、設計等の委託業務に係る制限付一般競争入札の試行実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において制限付一般競争入札とは、本市が施行令第167条の5の2の規定により、契約ごとに必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札（以下「入札」という。）をいう。

### (対象工事等)

第3条 試行対象とする建設工事および委託業務（以下「対象工事等」という。）は、米原市建設工事等契約審査会において審議決定した工事および業務とする。

### (入札参加資格)

第4条 対象工事等の入札に参加しようとする者（共同企業体として入札に参加しようとする者にあつては、当該共同企業体全ての構成員）は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 客観的に明らかに経営不振に陥つたと認められる次の要件に該当するものでないこと。
  - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
  - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
  - エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別精算開始の申立てがなされている者
  - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、本市から一般競争入札に参加さ

せないとされている者でないこと。

- (3) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからカのいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- (4) 前号イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人でないこと。

- (5) 対象工事等に対応する参加業種、参加部門について米原市入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に記載されている者であること(必要な事項に限る。)

- (6) 入札参加資格確認申請書(別紙1)の提出期限の日から落札者決定の日までの期間に市長から米原市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

- (7) 建設工事にあつては、対象とする工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (8) 業務にあつては、組合が入札参加資格確認申請した場合において、その組合員でないこと。

- 2 対象工事等の入札に参加しようとする者は、対象工事等ごとに市長が指定する次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 名簿における参加業種、格付、工事種別に対応する建設業許可、名簿の評点数または経営規模等評価結果・総合評価値通知書における総合評価値の範囲、参加業種、参加部門に対応する登録(必要な事項に限る。)

- (2) 対象工事等と同種の工事または業務の実績を定める場合はその要件

- (3) 対象工事等に配置する技術者を定める場合はその要件

- (4) 主たる営業所またはその他の営業所の所在地で地域要件を設ける場合はその要件

(5) 前各号に掲げるもののほか、対象工事等の特性に応じ市長が必要と認める事項

(競争参加資格の決定)

第5条 対象工事等の入札に参加する者に必要な資格は、米原市建設工事等契約審査会等当該対象工事等を所掌する審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て決定する。

(入札の公告)

第6条 市長は、対象工事等を入札に付そうとするときは、次に掲げる事項を公告する。

- (1) 工事または業務の概要
- (2) 入札参加資格確認申請書の作成および提出に係る事項
- (3) 入札参加資格確認申請書等の作成に係る質問に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(入札参加資格確認申請書の提出)

第7条 対象工事等の入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に市長が指定する資料を添えて持参により提出しなければならない。

(入札参加資格の審査)

第8条 入札参加申請の資格の審査は、審査会において行うものとする。

- 2 前項の審査の結果、入札参加資格があるとした者については、入札参加資格審査結果通知書（様式2）によりその旨を通知する。
- 3 第1項の審査の結果、入札参加資格がないとした者には、理由を付して入札参加資格審査結果通知書により通知する。この場合において、当該通知には、入札参加資格がないとした理由について説明を求めることができる旨を明らかにしておかなければならない。
- 4 前項の通知を受けた者は、本市が通知した日の翌日から起算して3日（米原市の休日を定める条例（平成17年米原市条例第2号）第1条に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により市長に対して入札参加資格がないとした理由についての説明を求めることができる。
- 5 市長は、前項の規定により入札参加資格がないとした理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面により回答しなければならない。ただし、説明は1回限りとする。

6 市長は、前項の規定により回答したときは、回答内容を審査会に報告するものとする。

(設計図書の閲覧等)

第9条 入札に付された対象工事等の仕様書および図面等は、公告により指定した期間および場所において閲覧に供するものとする。

2 入札に参加しようとする者は、閲覧場所に備え付けている設計図書に対し質問書(様式3)により質問をすることができる。

3 市長は、前項の規定により提出された質問書について、設計図書に対する回答書(様式3)を記載し閲覧場所において閲覧に供するものとする。

4 質問書の受付期限は入札日の7日前までとし、回答の期限は入札日の5日前まで(休日を除く。)とする。

(秘密の保持等)

第10条 申請者から提出された入札参加資格確認申請資料は、申請者に返還しない。

2 前項の入札参加資格確認資料の内容は公表しないものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年7月17日から施行する。

2 この要領は、平成20年6月1日から施行する。

3 この要領は、平成22年7月1日から施行する。

4 この要領は、平成24年4月1日から施行する。